

京都市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例（平成24年5月28日京都市条例第1号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

障害者基本法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、京都市障害者施策推進協議会条例について、以下のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 委員定数の上限の変更

本市の施策への障害者等の更なる参画を促進するため、京都市障害者施策推進協議会の委員の定数の上限を、25人から35人に改めることとしました。

2 協議会の名称変更

改正後の法第36条第1項において、処理する事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を加えた審議会その他の合議制の機関に組織が改められることに伴い、協議会を審議会と位置付け、合わせて名称の変更を行うこととしました。

3 施行時期

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。ただし、第2条第1項中「25人」を「35人」に改める改正規定は、公布の日から施行することとしました。

京都市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年5月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 1 号

京都市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

京都市障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市障害者施策推進審議会条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 障害者基本法第36条第1項に規定する審議会として、京都市障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条第1項中「協議会」を「審議会」に、「25人」を「35人」に改める。

第4条第1項及び第3項、第5条第1項、第3項及び第4項並びに第6条中「協議会」を「審議会」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第2条第1項中「25人」を「35人」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市障害者施策推進協議会条例に規定する委員である者は、この条例による改正後の京都市障害者施策推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する委員とみなし、その任期は、別に定める日までとする。

3 改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、最初の京都市障害者施策推進審議会は、市長が招集する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)